

感染症の場合の登園について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが1日快適に生活でることが大切です。お子様が下記の感染症にかかった場合は、医師の診断にしたいが、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようにご理解とご協力をお願いいたします。下記の感染症については、かかりつけの医師より「登園許可証明書」を記入してもらい、園へご提出をお願い致します。

「登園許可証明書」が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から、発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ※	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (幼児・乳児にあたっては3日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんがすべて消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)※	発熱・充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目ヤニ等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
急性出血性角膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

『登園許可証明書』

【保護者記入欄】

保育園名		クラス名		園児氏名	
------	--	------	--	------	--

【主治医記入欄】※上記感染症は、お手数でも下記の「登園許可証明書」をご記入いただき、お子様の全身状態が良好になりましたら、保護者様へ「登園してよい」旨のご指導をお願いいたします。

病名		診断年月日	平成 年 月 日
医療機関名		医師名	印またはサイン

____年____月____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

※基本的に再受診をして頂き完治及び集団生活に支障がないかの確認をお願い致します。なお、医師及び医療機関の診断により再受診の必要がないとの診断があった場合には、保護者の方が代筆をして頂きます。

※登園許可証明書を持参し登園した場合でも、症状が改善されておらず身体の異常が見られる時は、こちらから医療機関へ確認をさせて頂く場合があります事をご承知下さい。ご理解とご協力をお願い申し上げます。